

広く社会、経済、文化などの活動参加のために「障害者週間」

12/3~9

「障害者週間」は、1週間に設定されました。平成16年6月の障害者基本法の改正により従来「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして発足しました。国際障害者デーであり、また障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、従来の障害者の日であった12月9日までの1週間、国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられています。

開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)では障害者文化事業を実施します。今年度は例年行っている作品展・手作り製品の販売や楽器演奏などに加え、初めてアート作品コンクールを開催します。

【問い合わせ】
健康福祉課福祉推進係
☎(83)1226



個性豊かな作品が出品された昨年の会場

町ともしび運動推進協議会では、「ともに生きる福祉社会づくり」を推進するともしび運動の一環として、特定非営利活動法人KOMNYすみれの家の作品展示、活動紹介、ともしび運動のPRなどを行います。

◆手作りクリスマス作品も

たくさんの作品が展示されていますので、近くまでお出かけの際には、ぜひ、お立ち寄りください。

期間 12月3日(月)~10日(月)
クリスマス作品展は、28日(金)
午前中まで行われます。

場所 さがみ信用金庫松田支店1階フロア
協力 NPO法人KOMNYすみれの家
町身体障害者福祉協会

後援 松田町・町社会福祉協議会

【主催・問い合わせ】
町ともしび運動推進協議会
(町社会福祉協議会内)
☎(82)0294

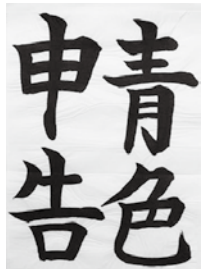
「すみれの家」作品展や活動紹介などを展開

第31回 県西地区障害者文化事業 ~つなごうみんなの心~

日時 12月8日(土) 午前9時30分~午後3時
場所 小田原市川東タウンセンター マロニエ
3階ホール・301集会室
内容 作品展、手作り製品販売など
交流会(楽器演奏、手話合唱、ダンス、よさこい踊り他)
【問い合わせ】 中井やまゆり園 ☎(81)0288



柳川 明影さん
松田小学校3年



井野 美咲さん
松田小学校6年

第31回 小学生の税の書道展
税を考える週間の事業として、県西地区の小学生を対象に行われた「第31回小学生の税の書道展」の受賞作品が11月23日(金)~25日(日)、小田原市民会館で展示・公開されました。

【問い合わせ】
小田原青色申告会
☎(24)2611

松田町長賞に柳川、井野さん

第31回 小学生の税の書道展



平成25年の町成人式

日時 1月13日(日)
受付 午前9時30分
開式 午前10時
場所 町民文化センター
大ホール

対象者
(1)平成4年4月2日~5年4月1日生まれの方(町内在住者)
(2)実家は町内にあるが、就学・就職などで町外に居住している方
(3)町外転出者
* (2) (3) に該当し、町の成人式に参加を希望される方は、12月21日(金)までにご連絡ください

【問い合わせ】
教育課生涯学習係
☎(83)7021

あなたのカメラで松田町の四季を彩ってみませんか まつだの四季フォトコンテスト

町では、町の大切な歴史・文化や安らぎと潤いのある四季の風景を通して町のよさを再認識・再発見することを目的に「まつだの四季フォトコンテスト」を開催します。

- ◆主催 松田町
- ◆賞 推薦1点 20,000円 特選2点 各10,000円
入選6点 各5,000円 佳作10点 各3,000円
- ◆受付期間 平成25年1月4日~31日(土日、祝日を除く)
- ◆応募資格 アマチュアの方限定
- ◆対象 ・平成24年1月以降撮影の松田町の四季をテーマにした作品。
・サイズ2L判。デジタル写真可。画質100万画素以上のもの。
・合成写真、組み写真、デジタル加工は不可。
- ◆応募方法 町ホームページにある応募票に必要事項を記載し、各作品に貼付してご応募ください。応募票が入手できない場合は、氏名(フリガナ)、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス、題名、撮影場所、撮影年月日を記載した用紙を各作品に貼付してご応募ください。
※応募票や必要事項がない作品は、審査対象外となります
※応募作品の返却は原則しません
- ◆結果発表 平成25年4月1日(広報まつだ、町のホームページ)
- ◆応募先 まつだの四季フォトコンテスト事務局宛(町企画財政課内)
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037
☎(83)1222
メールアドレス:kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

中学生の「税についての作文」

小田原足柄納税貯蓄連合会のコンクールで管内から1,593点が寄せられ、「消費税の在り方」で松田中学3年の眞壁正平さんが松田町長賞を受賞しました。

勤労者住宅資金の利子を補助

町内在住勤労者の方が自己住居を新築、購入または増改築し、条件に該当される場合に対し住宅資金の利子の一部を補助します。

- 条件
 - ①利子補助の申請時に、事業所に勤務し、町内に居住している方
 - ②対象融資機関(中央労働金庫・さがみ信用金庫・横浜銀行・スルガ銀行・かながわ西湘農協)で、平成23年1月1日以降に融資を受けた方
- 補助額など
 - ・補助額 当初借入金の0.2%(100円未満切り捨て)
 - ・対象額 当初借入金50万円以上3000万円まで
 - ・利子補助期間 3年間
- 申請方法
 - 毎年1月末までに、下記書類を提出してください
 - ・申請用紙(役場環境経済課か町ホームページから入手)
 - ・住民票の写し
 - ・登記簿謄本の写し
 - ・融資機関発行の1年間の利息の支払いがわかる書類
 - ・住宅の契約がわかるもの(1年目の申請のみ)
- 【問い合わせ】
環境経済課商工観光係
☎(83)1228